平成２２年（フ）第１２３２号
福岡市南区清水１丁目９番35号
債務者　東郷　晋一
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２５１号
福岡市博多区神屋町９番20号
債務者　坂本　拓見
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２５６号
福岡市南区若久５丁目24番28―201号
債務者　松尾　大輔
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２８４号
福岡県筑紫野市大字原田181番地126
債務者　川口千代子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２８８号
福岡市博多区板付６丁目１番42―107号
債務者　博多まるびこと　佐久本　明
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２８９号
福岡市博多区板付６丁目１番42―107号
債務者　佐久本一代
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３１７号
福岡市博多区東月隈４丁目８番７―302号
債務者　大鶴　英徳
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３２３号
福岡市城南区長尾３丁目23番25号
債務者　篠原　康博
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３４５号
福岡市西区今宿町57番地１
債務者　吉本　直美（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３４７号
福岡県春日市須玖北２丁目39番地エフティ88・207号
債務者　財部　守幸
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３４８号
福岡県春日市須玖北２丁目39番地エフティ88・207号
債務者　財部　　香
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３５１号
福岡県春日市須玖北５丁目115
債務者　花田　　実
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３６６号
福岡市城南区南片江３丁目16番17―205号
債務者　中村　玲子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３６９号
福岡市東区社領１丁目７番１―1102号
債務者　赤星　太平
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３８６号
福岡市城南区田島４丁目５番２号
債務者　原　　英範
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３８９号
福岡市博多区東比恵４丁目８番21―108号
債務者　中村　拓介
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３９０号
福岡県大野城市中央１丁目２番１―208号
ＭＪＲ大野城
債務者　富岡　克行
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３９９号
福岡市南区井尻３丁目33番６号
債務者　松山　満治
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部